# 企業経営と職務発明

### JIPA職務発明フォーラム

2004年7月14日

NTTアドバンステクノロジ株式会社 澤井 敬史

### <u>最近の職務発明の判決をどう考えるか?</u>

### 評価

- 特許法の本旨に則った判断なのかについて疑義
- 正常な企業活動を毀損しかねない危険性
- ローリスク・ハイリターンの誤った風潮蔓延への危惧

### • 大事な視点

- 産業の発達の観点
- リスクを負うものの尊重
  - リスクを負担するものがリターンを得るとの経済原則の堅持
  - 職務発明の真の発明者は企業(意思&投資の存在)であるとの理解
  - 組織的な発明サイクルの促進
    - 発意→R&D投資→事業投資→製造/販売→収益確保→新たな投資

#### - 錯覚の是正

- 使用者と従業者は対立構造ではなく、包含関係にある
- 対価とインセンティブ

# 改正された35条をどう考えるか?

- 評価
  - 従前に比べれば一歩前進
- 残された課題
  - 遡及効がない
  - 本質的解決については"?"が残る
    - 一連の巨額判決が出る前に審議されたもの
    - 職務発明のそもそも論の議論が不十分
- リスク低減の鍵は知的財産管理
  - 法的事項
    - 企業が譲り受けるもの、企業が負う債務
  - 経営的事項
    - 対価とインセンティブの切り分け
  - 手続き的事項
    - 改正第35条第4項の「対価を決定するための基準の策定」
      - 「協議の状況」、「開示の状況」、「意見聴取の状況」等への配慮

### これからの対応は如何?

- 経営課題として掌握することが大事
  - 外:企業活動の実態(経営サイクル、リスク負担)の外部説得
  - 内:従業員間のバランスに配慮した研究環境の整備
- 実務の改善が必須
  - 譲渡対象の特殊性に対する深い理解が大前提
    - 見えないもの(特定方法)、変化自在なもの(確定時期)など
  - 改正35条にも即した管理・運用
    - 手続の見直し、対象の特定、対価の決定、債務の完済、契約の工夫など
  - 事例集はあくまでも参考(各企業の工夫が不可欠)
- 社外への働きかけも大切
  - 企業間の連携
    - 基本的考え(リスクシェリング)の浸透など
  - ルール改変への関与
    - 経済活動の実状に合わせて制度の改廃の提案など

# まとめに代えて

• 特許法35条は、リスクを負うものが正当なリターンを得るとの経済原則を尊重し、産業の発展に結びつける運用が不可欠

・職務発明は、本質的には経営問題であり、 競争力強化のためには健全な研究開発 環境の充実が大切

# ご清聴有難うございました